

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
1 1	令和 7 年 9 月 1 2 日	関西電力の乾式貯蔵施設建設への反対表明と、関西電力に乾式貯蔵施設および美浜原発増設の地質調査の詳細についての住民説明会等の開催を要請することについて		【陳情の趣旨および理由】 関西電力は、規制委員会の許可が既においている高浜原発の乾式貯蔵施設（第 1 期分）について、今年から建設を開始する計画である。福井県知事は、関電に求めていた 4 項目が示されたとして、9 月県議会、立地町、安管協、県安全専門委員会の議論を踏まえて、建設に事前了解しようとしている。また、関西電力は 7 月 22 日に美浜原発の敷地内に新たな原発を増設するための地質調査を開始すると発表した。そのため、滋賀県として (1) 関西電力に対して、滋賀県の原子力防災専門委員会と県議会での説明と、県内の住民の意見を聞く住民説明会の開催を要請すること (2) 30 キロメートル圏内の自治体として、乾式貯蔵施設建設に反対を表明すること (3) 原発新增設のための地質調査の詳細について、県議会と住民に向けた説明会等を関西電力に要請すること を求め、ここに陳情する。 【(1) および (2) を求める理由】 1 関西電力では、乾式貯蔵施設の建設を計画しており、既に国が設置変更の許可を出しているが、地元説明会すら開いていない。乾式貯蔵施設建設は老朽原発の延命につながる新たな計画であり、事故発生の危険性が高まるので、原発から 30 キロメートル圏内の自治体にも説明する必要がある。 滋賀県は、関西電力に対して、使用済核燃料の貯蔵期間の長期化が懸念される等として説明するよう求めたが、進展はない。琵琶湖の水源地を守る自治体としての特殊性があり、県の事業者任せの姿勢は無責任ではないか。県から関西電力に対して、原子力防災専門委員会や県議会、住民への説明を行うよう積極的に要請すべきと考える。 2 関西電力は、使用済核燃料の搬出を円滑に行うことも、乾式貯蔵にする目的としており、使用済核燃料は 2026 年度中に操業開始予定の六ヶ所再処理工場に搬出することになっている。しかし、再処理工場の設工認審査は計画通りに進んでいない。また、再処理工場、中間貯蔵施設の完成が確約できない状況では、老朽原発の運転継続で増え続けた使用済核燃料を搬出する先がなく、立地地元が核のゴミ捨て場になり、風下の滋賀県の危険が継続することになる。 搬出先が全く見通せない今、乾式貯蔵施設を造る必要はない。滋賀県から乾式貯蔵施設建設に反対を表明すべきと考える。 【(3) を求める理由】 1 敦賀半島周辺には多数の活断層が存在し、美浜原発 3 号機の真下には C 断層という活断層があることが分かっている。日本のみならず世界各地で大きな地震が起きている地震の活動期に、大規模地震が想定されている場所に新たに原発や乾式貯蔵施設を造ることは、福島原発事故の教訓を捨て去るもので、許されない。 この状況で新たな原発を造るために調査をするというのであれば、関西電力は危険な敷地周辺の地質調査の詳細を、県議会と住民に説明すべきと考える。	総務・ 企画・ 公室常 任委員 会